

4. 養護者による高齢者虐待への対応について

(1) 高齢者からのサイン

高齢者虐待は表面化しにくい性格があります。虐待を受けている高齢者は、自らが虐待されている状況を第三者に知らせることが「身内の恥」をさらすことに繋がるとして、誰にも助けを求めないことや、逆に養護者の側では、周囲からの非難を避けるため、出来るだけ隠そうとしたり、そもそもそうした行為を虐待と認識していなかったりする場合などがあるためです。

しかし、虐待を受けている高齢者は、その辛さに耐えつつも、何らかのサインを発しているはずで、一方、養護者も何らかのサインを発している可能性があります。

次頁以降に、サインの一例をまとめた「地域住民向け高齢者虐待早期発見チェックシート」及び「医療・介護従事者向け高齢者虐待早期発見チェックシート」がありますので、虐待の早期発見に向け活用しましょう。

地域住民向け高齢者虐待早期発見チェックシート

- あなたの身の回り的高齢者は下記のようなサインを発していませんか？
- これらのサインは一例ですが、該当箇所が多いほど、虐待の可能性が高まってきます。
- 虐待の疑いがある場合は地域包括支援センターまたは高齢福祉課に相談・通報してください。
- 通報者の秘密は守られます。

種別	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック
高齢者の変化	身体的にあざや傷が見られる（*）	
	あざや傷に対する説明のつじつまが合わない（*）	
	昼夜問わず、同じ服をずっと着ている	
	身体にかなりの異臭がする	
	「怖い」「怒られる」などの訴えがある（*）	
	家族の話になると、ふさぎ込んだり、感情的になる（*）	
	指しゃぶり、噛みつき、ゆすりなどの悪習慣が見られる	
	人目を避け、多くの時間を一人で過ごしている	
	「家族からお金をとられた」「年金が入ってこない」など訴えがある	
家族の変化	高齢者に対する冷淡な態度や発言が見られる（*） （例：「どうなっても構わない」など）	
	高齢者の世話や介護に対する攻撃的、拒否的な発言が見られる（*） （例：「早く死んでしまえばいい」など）	
	高齢者の健康に対して関心が低く、受診や入院の勧めを拒否する	
	自宅への訪問を拒否する、訪問しても高齢者に会わせようとしない	
	経済的に余裕があっても高齢者に対してお金をかけようとしない	
生活環境の変化	高齢者の自宅から、介護者の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる（*）	
	自宅の郵便受け等が手紙や新聞で一杯になっている	
	高齢者の自宅から異臭がする	
	同居しているにも関わらず、高齢者が一人分の弁当を購入している	
	悪天候にも関わらず、高齢者が長時間外にいる姿が見られる	
	高齢者が道路に座り込んでいる姿が見られる	

認知症高齢者による介護者への暴力

認知症の周辺症状として、周囲への暴力行為が現れることがあります。

（*）がある項目については、介護する側が認知症高齢者に暴力を受けているケースのサインでもあります。このようなケースが疑われる場合も、介護者の早期支援、高齢者虐待の未然防止の観点から地域包括支援センター又は高齢福祉課に連絡するとよいでしょう。

医療・介護従事者向け高齢者虐待早期発見チェックシート

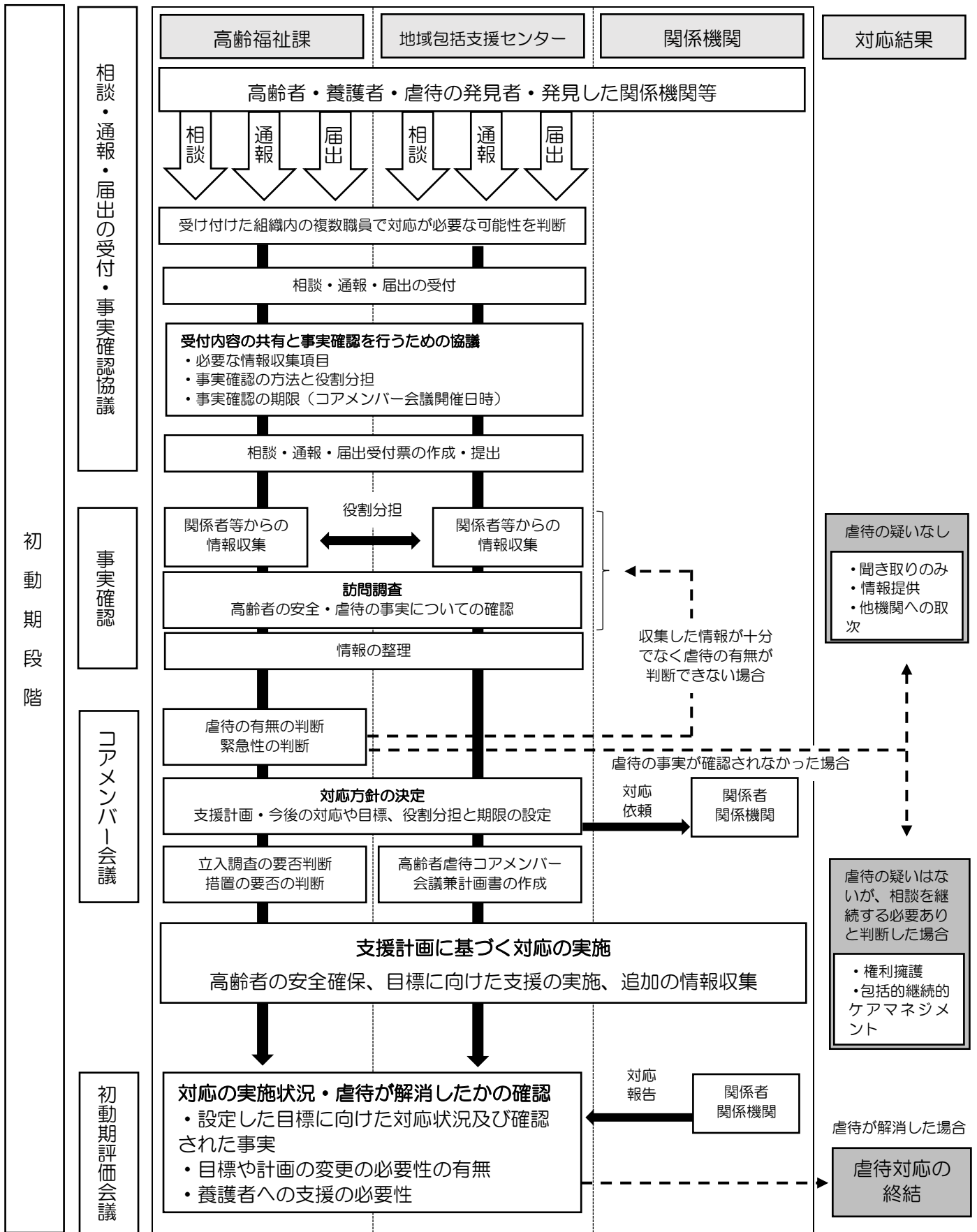
- 虐待を早期発見するためには、まず「疑い」に気づくことが重要です。
- 疑わしいケースに遭遇した場合など、下記のチェックを行ってみてください。
- 該当箇所が多いほど、虐待の可能性が高まります。
- これらはほんの一例で、ほかにも様々なサインが発せられていることを認識する必要があります。

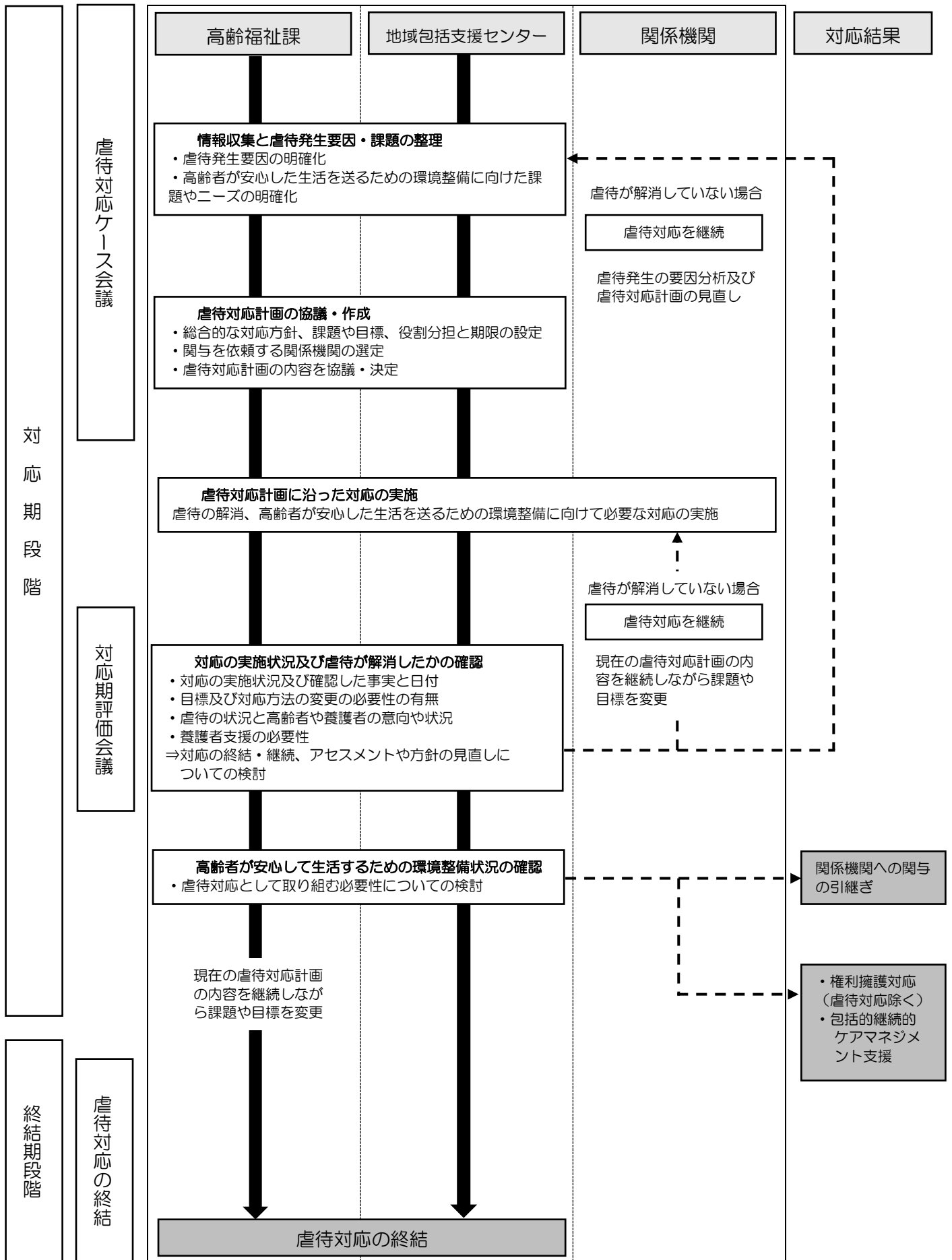
種別	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック
身体的虐待の可能性	説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁に見られる	
	腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやみみず腫れがある	
	回復状態が様々な段階の傷やアザ、骨折のあとがある	
	頭、顔、頭皮などに傷がある	
	臀部や手の平、背中などに火傷のあとがある	
	ちょっとしたことに怯え、恐ろしがる	
	「家にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある	
	医師や福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう	
	医師や福祉・保健の関係者に対する話の内容がしばしば変化する	
	傷やアザに関する説明のつじつまが合わない	
ネグレクトの可能性	居住する部屋、住居が極端に非衛生的である、あるいは異臭がする	
	部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している	
	寝具や衣類が汚れたままであることが多い	
	濡れたままの下着を身に着けている	
	かなりの程度の潰瘍や褥瘡ができています	
	身体にかなりの異臭がする	
	適切な食事をとっていない	
	栄養失調の状態にある	
	物事や周囲のことに対して極度に無関心である	
	疾患の症状が明白にあるにも関わらず、医師の診断を受けていない	

種別	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック
心理的虐待の可能性	指しゃぶり、噛みつき、ゆすりなどの悪習慣が見られる	
	不規則な睡眠（悪夢、睡眠の恐怖、過度の睡眠など）の訴えがある	
	ヒステリー、強迫観念、脅迫行為などの神経症的反応が見られる	
	食欲の変化、摂食の障害（過食、拒食）が見られる	
	不自然な体重の増減がある	
	過度の恐怖心、怯えを示す	
	強い無力感、あきらめ、投げやりな態度などが見られる	
性的虐待の可能性	歩行や座位が困難	
	肛門や女性器からの出血や傷がある	
	生殖器の痛み、かゆみを訴える	
	ちょっとしたことに怯え、恐ろしがる	
	通常の行動が変化する	
	人目を避け、多くの時間を一人で過ごす	
	医師や福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう	
	自傷行為が見られる	
睡眠障がいがある		
経済的虐待の可能性	年金や財産などがあるが、お金がないと訴える	
	年金や財産などがあるが、本人や家族に費用負担のかかるサービスは受けたくないと言う	
	サービス費用負担や生活費の支払いが突然できなくなる	
	資産の状況と衣食住など生活状況との落差が激しい	
	知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある	

種別	虐待の疑いがある「サイン」の例	チェック
介護者側・家族側	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる	
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばしている	
	高齢者の健康に関して関心が低く、受診や入院の勧めを拒否する	
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない	
	福祉や保健の専門家に会うことを嫌がる	

養護者による高齢者虐待の対応フロー図





(2) 養護者による高齢者虐待への対応手順について

高齢者虐待防止法では、本人や家族、民生委員等の地域住民や担当ケアマネジャー、医療機関等から市町村や地域包括支援センターに相談・通報があった場合は、速やかに高齢者の安全の確保、事実確認を行い、今後の対応を協議することとされています。

(高齢者虐待防止法第9条)

また、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談・助言等の支援にも取り組む必要があります。(高齢者虐待防止法第14条)

以上のことにより、下野市と関係機関が協力して、継続的な支援を行っていく必要があります。

(3) 初動期段階の手順について

相談・通報・届出の受付及び事実確認のための協議

- 相談・通報届出の受付は、高齢福祉課または地域包括支援センターが行います。
- 関係機関、地域住民等から虐待（疑い）に関する相談・通報等があった場合、相談を受けた職員が【相談・通報・届出受付票（第1表）】を作成します。
- 虐待（疑い）の相談のあったもの全てに対し、受付票を作成します。
- 地域包括支援センターで相談を受け付けた場合、第1表裏面の「世帯情報」及び「滞納状況」については、市高齢福祉課虐待対応担当者に情報収集を依頼し、分かる範囲で記載します。
- 第1表裏面の「事実確認協議」欄には、どのような方法で事実確認を行うか協議し、記載します。
- 誰がどこに聞き取りを行うのか、訪問はいつするのか等を決定します。訪問時はどの車で行くのかも決めておくが良いです。
- 訪問時に虐待されていた場合どうするか（特に相談内容が身体的虐待の場合）、すぐに医療機関受診の必要がある場合どうするか（特に身体的虐待、介護放棄の場合）も検討しておくが良いです。

事実確認

- 事実確認は原則 48 時間以内に行うものとし、訪問による確認を原則とします。
- 事実確認協議で決定した役割分担により情報収集を行います。
- 介護支援専門員や福祉サービス事業所、民生委員等の関係機関からも電話や訪問により情報収集を行います。
- 養護者、高齢者への訪問は、原則高齢福祉課職員と地域包括支援センター職員で行います。情報収集は、【確認項目シート（第2-2表）】を使用します。
- 情報収集後、【事実確認シート（第2表）】を作成し、緊急性の確認をします。
- 書類作成上において、不明な点は不明と記入し、事実のみを記入します。

コアメンバー会議

●準備する帳票等（地域包括支援センターの社会福祉士が作成）

- ①（第1表）相談・通報・届出受付票
 - ②（第2表）事実確認シート（裏面「（第2-2表）確認項目シート」）
 - ③（第3表）高齢者虐待対応コアメンバー会議録兼計画書
- ※会議参加人数分部数を準備する。

- ・ コアメンバー会議は、事実確認後早急に行います。
- ・ 高齢福祉課長、高齢福祉課高齢者虐待担当者、担当地域包括支援センター職員（社会福祉士+1名）によりコアメンバー会議を行います。会議の進行は高齢福祉課虐待担当者が行います。
- ・ この会議では、虐待の有無、緊急性の有無の判断を行います。事実確認を行った事案については、全てコアメンバー会議で協議します。
- ・ 支援計画、今後の対応や目標、役割分担を決定します。また、評価日を決定し、次回会議参加予定メンバーの確認を行います。
- ・ 収集した情報が十分でなく虐待の有無の判断が出来ない場合、再度事実確認を行います。現時点までに収集できた情報で「不明なこと」を明らかにし、「虐待の有無と緊急性の判断を行うために確認する情報は何か」を明確にします。
- ・ 第3表の作成は地域包括支援センター社会福祉士が会議後速やかに作成し、高齢福祉課の決裁を受けます。
- ・ 会議で使用した書類は原本を高齢福祉課、写しを地域包括支援センターで保管。それ以外の書類は回収し処分します。
- ・ 虐待の事実は確認されませんが、引き続き相談を継続していく必要があると判断した場合、関係機関への取り次ぎ、権利擁護対応、包括的・継続的ケアマネジメントによる支援等へ繋げる必要があります。

立入調査（→詳細 P34）

- ・ コアメンバー会議で必要と認められた場合には、市の権限で立入調査を行います。また、必要に応じて高齢福祉課から警察へ同行等の援助を求めることができます。

措置による分離（→詳細 P45）

- ・ このまま自宅で生活を続けると生命にかかわる危険があると判断された場合、やむを得ない事由による措置により、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置を決定し、養護者との分離を行います。

警察への相談

- 警察に援助を依頼。殺人、傷害事件になる場合を想定します。

症状あり

- 心身状況から緊急に医療機関への受診が必要と判断した場合、病院と連携し受診させます。
- 必要時には入院の検討も行います。（市→かかりつけ医→救急車）
- 入院が難しい場合は分離を検討します。

支援に基づく対応の実施

- コアメンバー会議で作成した計画に基づき支援を行います。

初動期評価会議

●準備する帳票等（地域包括支援センターの社会福祉士が作成）

- ①（第2表）事実確認シート
- ②（第3表）高齢者虐待対応コアメンバー会議兼計画書
- ③（第4表）高齢者虐待対応初動期評価会議録

※対応後、新たに確認したことが分かる資料

- 高齢福祉課長、高齢福祉課高齢者虐待担当者、担当地域包括支援センター担当者（社会福祉士＋1名）により初動期評価会議を行います。会議の進行は高齢福祉課虐待担当者が行います。初動期評価会議は原則としてコアメンバー会議開催日から1週間以内に開催します。
- コアメンバー会議時に作成した計画に基づく対応の実施状況により虐待が解消したかの確認を行います。
- 虐待が解消された場合は、虐待対応は終結となり、必要に応じて包括的・継続的ケアマネジメント支援等へ移行します。対応継続、または計画見直しとなった場合は、虐待対応を継続します。虐待対応が継続となった場合は新たに高齢者虐待対応ケース会議を開催し支援計画を作成します。
- 第5表の作成は地域包括支援センター社会福祉士が会議後速やかに作成し、高齢福祉課の決裁を受けます。
- 会議で使用した書類は原本を高齢福祉課、写しを地域包括支援センターで保管。それ以外の書類は回収し処分します。

(4) 対応段階の手順について

高齢者虐待対応ケース会議

初動期評価会議の決定を受け、虐待対応継続の判断の場合は、ケース会議において新たな支援計画、対応方針を作成します。初動期評価会議終了後、もしくは遅くても翌日には開催が望まれます。会議出席者は、高齢福祉課長、高齢福祉課高齢者虐待担当者、担当地域包括支援センター担当者（社会福祉士＋1名）を基本とし、必要に応じて関係機関を招致することができます。

新たな支援計画、対応方針に基づき、改めて関係機関の役割、連絡体制の確認を行います。

●準備する帳票等（地域包括支援センターの社会福祉士が作成）

- ①（第1表）相談・通報・届出受付票 → 出席者に新規参加者がいる場合
 - ②（第2表）事実確認シート
 - ③（第5表）高齢者虐待対応ケース会議兼計画書
- ※対応後、新たに確認したことが分かる資料

対応期評価会議

ケース会議で決定した支援計画に基づき行った実施状況等について評価を行います。会議出席者はケース会議同様、協議事項は初動期評価会議同様とします。

対応の実施状況の評価を行ったうえで、虐待対応の終結、計画の継続、アセスメントや計画の見直しのいずれかを決定します。計画の継続、アセスメントや計画の見直しとなった場合は、新たな支援計画、対応方針を作成します。

この会議は必要に応じ開催することとしますが、状況の変化等に対応できるよう、原則1ヶ月以内に開催し、評価を行うこととします。評価結果が、虐待対応の終結となるまで繰り返し開催します。

●準備する帳票等（地域包括支援センターの社会福祉士が作成）

- ①（第2表）事実確認シート
 - ②（第6表）高齢者虐待対応期評価会議録
- ※対応後、新たに確認したことが分かる資料

虐待対応の終結

初動期及び対応期評価会議において虐待リスクが解消し、生活が安定されたと判断された場合は、高齢者虐待事例としての対応は終結になります。一旦支援が終結したものの高齢者虐待が発生した場合は再度、支援を開始します。また、必要に応じて地域の一人の高齢者としての支援での関わりに移行していくことが考えられます。